

類 分	事業名 (対象者・内容)
その他	高崎市オンライン移住相談窓口 対象者：高崎市への移住を検討されている方 内 容：・高崎市への移住でお悩みの方が、予約やアプリのダウンロード等せずにw e b電話で相談できる窓口 ・平日8時30分～17時15分（12時～13時を除く） 問合せ：《企画調整課 企画調整担当》 TEL：027-321-1202
	高崎市中心企業就職奨励金 対象者：・学校卒業後1年以内に高崎市内に本社を置く中小企業に就職 ・就職の時点で29歳以下 ・同一企業の就業期間が6カ月を経過 ・市内に住所を有する等 内 容：市内で使用できる電子地域通貨を10万円分支給 問合せ：《産業政策課 労政担当》 TEL：027-321-1255
子育て支援	子育て応援情報サイト『ちゃいたか』 対象者：どなたでも利用可能 内 容：これから出産を迎える人や子育てをがんばっている人たちを応援したいという市民ボランティア『ちゃいたかサポーター』がこれから子育てする人や子育て中の人が知りたい情報を分かりやすく提供するインターネットサイト 問合せ：《こども家庭課課 こども企画担当》 TEL：027-321-1316
	高崎市子育てなんでもセンター 対象者：高崎市内に居住している妊娠期や就学前児童の保護者 内 容：子育て中の人や妊娠中の方が、1か所で気軽に様々な相談ができ、必要な支援を受けられる子育て支援の拠点 問合せ：《こども家庭課 子育てなんでもセンター》 TEL：027-393-6101
	高崎市子育てSOSサービス 対象者：市内に住所を有していること 内 容：妊娠期や就学前児童のいる家庭にヘルパーを派遣し、家事や育児の支援を行うことで保護者の育児に関する精神的・肉体的負担の軽減を図り、安心して育児や日常生活を営めることを目的としたサービス ・利用料金250円／時間 問合せ：《保育課 保育担当》 TEL：027-321-1246
	妊婦健康診査費の助成 対象者：高崎市に住民票のある妊婦 内 容：私費負担分を最大1万円補助 問合せ：《健康課 母子保健担当》 TEL：027-381-6113
	高崎市多胎妊婦健康診査費助成事業 対象者：妊婦健康診査受診日において、市内に住所を有し、高崎市が「妊婦健康診査受診票」を交付した多胎妊娠をしている方 内 容：妊婦健康診査で「妊婦健康診査受診票」で補助する金額を超えて支払った費用と、「妊婦健康診査受診票」で受けられる14回に追加して受けた妊婦健康診査で支払った費用（保険診療を除く）で、1妊娠当たり10万円まで助成 問合せ：《健康課 母子保健担当》 TEL：027-381-6113

類 分	事業名 （対象者・内容）
子育て支援	産後ケア事業 対象者： 高崎市に住民登録がある生後1年未満の赤ちゃんとその母親 内 容： 日帰り型（デイサービス型）：日中を実施機関で過ごし、授乳や育児手技などの指導やケアを受けられる 訪問型：助産師がご自宅に訪問し、授乳や育児手技などの指導やケアを受けられる 宿泊型：実施機関で過ごし、授乳や育児手技などの指導やケアを受けられる 問合せ：《健康課 母子保健担当》 TEL：027-381-6113
	高齢者ごみ出しSOS 対象者： 高齢者世帯や障がいをお持ちの方、妊娠期の方や3歳未満の小さな子供がいる世帯でごみ出しが困難な世帯 内 容： ごみ出しに困っている世帯を対象に、週1回自宅を訪問し無料でごみを収集する 問合せ：《一般廃棄物対策課 管理担当》 TEL：027-321-1253
	チャイルドシート貸出し 対象者： 次のすべてに該当する人 ①本市に住民登録又は外国人登録をしている人 ②貸出申込日の属する月内に、5歳未満の幼児と生計を1つにしている人 ③貸出申請日に、車両を保有または使用している人 内 容： 2か月以内 ※貸出日の2週間前から電話予約可能、貸出料は無料ですが返却時クリーニング代（3,300円）が必要となります。 問合せ：《地域交通課 交通安全担当》 TEL：027-321-1231
	託児ルーム「かしの木」（子育てなんでもセンター内） 対象者： 生後6か月から小学3年生までの児童とその保護者 内 容： ・利用料金300円／時間（上限3,000円／日） ・子育て中のリフレッシュ（映画鑑賞や観劇、買い物、美容院など）、急な用事（冠婚葬祭、急な仕事、地域行事など）の際に、気軽に利用できる託児ルーム 問合せ：《たかさきキッズサポートかしの木》 TEL：027-393-6103
	託児ルーム「けやき」（群馬支所3階） 対象者： 生後6か月から小学3年生までの児童とその保護者 内 容： ・利用料金300円／時間（上限2,000円／日） ・子育て中のリフレッシュ（映画鑑賞や観劇、買い物、美容院など）、急な用事（冠婚葬祭、急な仕事、地域行事など）の際に、気軽に利用できる託児ルーム 問合せ：《たかさきキッズサポートけやき》 TEL：027-386-6105
	こども発達支援センター 対象者： 市内に住所を有していること 内 容： 発達に不安のある子どもとその保護者や関係機関の方を総合的にサポートするとともに、0歳から中学校卒業まで一貫して支援する 問合せ：《こども発達支援センター 発達支援担当》 TEL：027-321-1351
	病児・病後児保育 対象者： 未就学から小学校低学年（高学年まで対象の施設もあり） 内 容： 病気の発症から回復期にあり、幼稚園、保育所、認定こども園などに通えないお子さんを施設でお預かりする（病気の発症から対象：5施設、回復期から対象：2施設） 問合せ：《保育課》 TEL：027-321-1246

類 分	事業名 （対象者・内容）
子育て支援	放課後児童クラブ第3子以降保育料無料化 対象者：・市内に住所を有していること ・子どもを3人以上扶養し、そのうち放課後児童クラブを利用している子どもが、3人目以降であること ・放課後児童クラブを利用している子どもの利用形態が、常時利用であること 内 容：対象児童の保育料無料化 問合せ：《こども家庭課 こども企画担当》 TEL：027-321-1316
	学力アップ大作戦 対象者：市内の小中学生 内 容：苦手意識の持ちやすい数学や英語を中心に、放課後や休日に地域のボランティアが子どもたちの学習を支援する取り組み 問合せ：《学校教育課》 TEL：027-321-1293
	くらぶち英語村 対象者：小学4年生から中学2年生（通年コース） 小学1年生から中学3年生（週末コース） 小学2年生から中学3年生（短期コース） 内 容：総木造りの寄宿舎で外国人スタッフとともに様々な生活や体験活動を英語で行う山村留学施設 問合せ：《企画調整課 くらぶち英語村担当》 TEL：027-384-4508
	高校生等通学支援事業 対象者：・定期券の区間が県内のもの。（定期券の区間が県外に及ぶ場合は対象外） ・高等学校に通学する生徒のほか、中等教育学校（後期課程）、高等専門学校（第1学年から第3学年まで）など高等学校の3年間に相当する期間に通学する生徒。 内 容：公共交通機関の定期券（その額が1月当たり20,000円を超えるものに限る。）を使用して通学する高崎市に住所を有する高校生等の保護者に対して補助金を交付します。 問合せ：《教育総務課》 TEL：027-321-1291
住宅支援	空き家活用促進改修助成金 対象者：居住目的で空き家を購入又は賃借する人 内 容：・高崎市内の戸建て住宅及び併用住宅で10年以上居住又は使用していない空き家を購入し、住居として活用する場合の改修費用に2分の1を乗じて得た額（上限額250万円）を助成。ただし、対象となる空き家が倉渚地域、榛名地域、吉井地域に立地する場合、上限額は500万円を助成。 ・月額家賃額には、管理費や駐車場費等は含まない。 ・共同住宅やシェアハウス等への改修は対象外。 問合せ：《建築住宅課 住宅管理担当》 TEL：027-321-1314
	定住促進空き家活用法賃助成金 対象者：空き家を借りる人 内 容：・倉渚地域、榛名地域、吉井地域に立地する空き家を定住を目的として借りること。原則入居予定者が対象。 ・月額家賃額に2分の1を乗じて得た額、上限額は月額2万円。 ・月額家賃額には、管理費や駐車場費等は含まない。 問合せ：《建築住宅課 住宅管理担当》 TEL：027-321-1314
	空き家事務所・店舗改修助成金 対象者：事務所・店舗等の運営を予定している団体（高崎市内に本店や主たる事務所があること）及び個人（高崎市に住民登録があること） 内 容：・高崎市内の戸建て住宅及び併用住宅で5年以上居住又は使用していない空き家を事務所・店舗として活用する場合の改修費用に2分の1を乗じて得た額（上限額500万円）を助成。 ・ビルの空きテナントやマンションの空き室は対象外。 ・他人に貸し付け、売却するものでないこと。 問合せ：《建築住宅課 住宅管理担当》 TEL：027-321-1314

類 分	事業名 （対象者・内容）
住 宅 支 援	高崎市住環境改善助成事業 対象者： 市内に住宅を所有し、そこに居住（住民登録）している本人又は同一の世帯員で、以下の条件に全て該当する方 ・ 本人と世帯員の中に前年の所得額が400万円を超える人がいないこと ・ 本人と世帯員の中に市税を滞納している人がいないこと ・ 過去に住環境改善助成事業の助成金の交付を受けていないこと 内 容： 助成対象工事経費の30%、限度額20万円まで助成 問合せ： 《建築住宅課 建築担当》 TEL：027-321-1266
	高崎市移住促進利子補給制度 対象者： 倉渕・榛名・吉井地域への移住にあたり自ら居住するための住居（当該住居の敷地を含む）を取得するために金融機関から融資を受けて実際に居住する方。 内 容： 移住・定住するための住居取得に際して受けた融資の利子5年分を全額補給する。 問合せ： 《企画調整課 企画調整担当》 TEL：027-321-1202
	ふるさと住宅 対象者： 倉渕地区に定住する意思のある18歳以上41歳未満の者であり、現に同居し又は同居しようとする配偶者を有し、かつその他収入等の条件に該当する者 内 容： 公営賃貸住宅（空きが出た場合のみ募集） 月額26,000～41,000円 37戸 問合せ： 《群馬県住宅供給公社高崎支社》 TEL：027-321-1267 《建築住宅課 住宅管理担当》 TEL：027-321-1324
農 業 体 験 ・ 就 農 支 援	クラインガルテン（体験農園） 対象者： 農業体験希望者 内 容： 農園1区画40㎡から80㎡、年間1㎡当たり220円。技術指導、農具無料貸出し有。利用者には、宿泊料・温泉入浴料の割引などの特典有。 問合せ： 《倉渕支所地域振興課 地域振興担当》 TEL：027-378-3111（代） 《相間川温泉株式会社》 TEL：027-378-3834
	市民農園 対象者： 市内居住の農家でない人 内 容： 50㎡区画で年間7,200円（＊個人開設農園の場合は農園により異なる） 問合せ： 《高崎市農業公社》 TEL：027-321-1260
	高崎市新規就農者研修施設 対象者： 新規就農希望者（55歳以下） 内 容： 研修入居 農業技術習得のため入居 期間：2年間 月額20,000円 79.2㎡×4棟 問合せ： 《倉渕支所農林建設課 農林担当》 TEL：027-378-3111（代）
	かがやけ新規就農者応援給付金【新規就農者応援コース】 対象者： ・ 令和5年4月1日以降に新たに農業経営を開始し、認定新規就農者等となった者 ・ 給付金申請日において高崎市民である者 ・ 市内農地を確保し、営農を開始する者 ・ 税務署へ開業届を提出する者 内 容： 新規就農者の安定的な経営の支援策として、本市で新たに農業を始めて独立自営する認定新規就農者等及びそれに同程度と認められる者に対し、100万円を給付する 問合せ： 《農林課 農業担当》 TEL：027-321-1261
	かがやけ新規就農者応援給付金【就農準備生応援コース】 対象者： ・ 令和5年4月1日以降に新たに下記内容の就農を開始した者 ・ 給付金申請日において高崎市民である者 内 容： 就農希望者の一層の就農意欲の増加を図るための支援策として、独立自営就農に向けて、市内認定農業者の元で研修就農する者、親元就農する者や市内農業法人等で雇用就農する者に対し50万円を給付する 問合せ： 《農林課 農業担当》 TEL：027-321-1261

類 分	事業名 （対象者・内容）
農業体験・就農支援	新規就農者育成総合対策（経営発展支援事業） 対象者： 令和５年度に、市内で新たに農業経営を開始した認定新規就農者で、独立・自営就農時４９歳以下の者、又はその者が経営する法人で、自己負担分は金融機関から融資が受けられる者 内 容： 就農後の経営発展のために必要な機械・施設の導入に対する支援で、県支援分の２倍を国が支援し、国の補助上限は１／２で補助対象事業費上限１,０００万円、また経営開始資金交付対象者は補助対象事業費上限５００万円 問合せ：《農林課 農業担当》 TEL：０２７-３２１-１２６１
	新規就農者育成総合対策（経営開始資金） 対象者： ・市内で新たに農業経営を開始した認定新規就農者で、独立・自営就農時４９歳以下の者、又はその者が経営する法人 ・原則、前年の世帯所得が６００万円以下である者 内 容： 新たに農地を取得または借り受け、独立して農業を始めてから経営が軌道に乗るまでの間、年間最大１５０万円を最長３年間交付 問合せ：《農林課 農業担当》 TEL：０２７-３２１-１２６１
	６次産業化等推進事業補助金 対象者： ・本市の住民基本台帳に記録され、市内で農業を営んでいる個人 ・本市に所在を置く農業を営む法人、又は構成員の過半数が本市の住民基本台帳に記録された農業者で構成される団体 内 容： ・ハード事業：４／５以内（上限１，０００万円以内） ・ソフト事業：４／５以内（上限２００万円以内） 問合せ：《農林課 農政担当》 TEL：０２７-３２１-１３１７
	ブランド商品開発事業補助金 対象者： ・本市の住民基本台帳に記録され、市内で農業を営んでいる個人 ・本市に所在を置く農業を営む法人、又は構成員の過半数が本市の住民基本台帳に記録された農業者で構成される団体 内 容： 市内で生産された農畜産物の新品種、新商品の開発、ブランド化の取り組みに対する経費を補助 ４／５以内（上限２００万円以内） 問合せ：《農林課 農政担当》 TEL：０２７-３２１-１３１７
	高崎市地元農畜産物消費拡大事業補助金 対象者： 本市に所在を置く農業を営む法人、若しくは構成員の過半数が本市の住民基本台帳に記録された農業者で構成される団体 内 容： 地元農畜産物や、その加工品の消費拡大を図ることを目的にイベントに出店した団体に対する経費を補助 問合せ：《農林課 農政担当》 TEL：０２７-３２１-１３１７